

報告第 5 号

令和 5 年度決算に基づく東員町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく東員町健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

令和 6 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

健全化判断比率	令和 5 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－ %	14.18 %
連結実質赤字比率	－ %	19.18 %
実質公債費比率	3.6 %	25.0 %
将来負担比率	－ %	350.0 %

提案理由

健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会に報告する必要がある。

報告第 6 号

令和 5 年度決算に基づく東員町資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく東員町資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

令和 6 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

比率名	令和 5 年度	経営健全化基準
水道事業会計 資金不足比率	－ %	20.0 %
下水道事業会計 資金不足比率	－ %	20.0 %

提案理由

資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、議会に報告する必要がある。

報告第 7 号

令和 5 年度東員町教育委員会事務事業点検・評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会が行った事務の点検及び評価について、報告書を議会に提出する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

令和 6 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

令和 5 年度東員町教育委員会事務事業点検・評価報告書
（別添のとおり）

提案理由

令和 5 年度東員町教育委員会事務事業点検・評価報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第 5 1 号

教育委員会の委員の任命について

本町教育委員会の委員に次の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

令和 6 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

（住 所） 員弁郡東員町大字大木 1 3 0 5 番地

（氏 名） 木 村 陽 一

（生年月日） 昭和 5 1 年 1 0 月 2 8 日

提案理由

本町教育委員会の委員木村陽一は、令和 6 年 1 0 月 5 日任期満了につき、後任を任命するについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

議案第 5 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

令和 6 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

（住 所） 員弁郡東員町笹尾東 1 丁目 1 8 番 4

（氏 名） 馬 場 順 子

（生年月日） 昭和 3 4 年 1 0 月 6 日

提案理由

本地区に置かれている人権擁護委員の佐藤由美子氏は、令和 6 年 1 2 月 3 1 日任期満了につき、後任を法務大臣に推薦するについては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要がある。

議案第 5 3 号

令和 5 年度東員町水道事業会計減債積立金の目的外使用について

令和 5 年度東員町水道事業会計未処理欠損金について、減債積立金をもって次のとおり補てんすることについて、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 4 0 3 号）第 2 4 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

令和 6 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

1 当年度未処理欠損金	8, 1 3 9, 5 3 1 円
2 積立目的以外の使途に使用する額	8, 1 3 9, 5 3 1 円
（1）減債積立金	8, 1 3 9, 5 3 1 円
3 翌年度繰越欠損金	0 円

提案理由

東員町水道事業会計減債積立金の目的外使用について、地方公営企業法施行令第 2 4 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 5 4 号

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議 について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、別紙のとおり三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議を要するため、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

令和 6 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

三重県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 2 月 1 日三重県指令政策第 1 7 - 8 6 8 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

（施行期日）

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

提案理由

三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議については、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 5 5 号

いなべ市との旧員弁郡定住自立圏形成協定の変更について

旧員弁郡定住自立圏の形成に関する協定を次のとおり変更し、議会の議決を経る。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

令和 6 年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

旧員弁郡定住自立圏の形成に関する協定書を変更する協定書

いなべ市（以下「甲」という。）と東員町（以下「乙」という。）とは、平成 22 年 4 月 9 日に締結した旧員弁郡定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定を次のように変更する。

定住自立圏の形成に関する協定書

（目的）

第 1 条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日 総行応第 39 号総務事務次官通知）第 4 の規定によるものをいう。）を行った甲と、近隣町の乙との間において、人口定住のために必要な生活機能を確保し、互いに連携及び協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

（基本方針）

第 2 条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する事項に取り組むものとする。

（連携する具体的事項）

第 3 条 甲及び乙が互いに役割を分担して連携を図る具体的事項は、次の各号に掲げるものとし、その内容及び互いの役割は、別表第 1 から別表第 3 までに掲げるとおりとする。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第 1）

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に係る基本的事項）

第4条 事務、人員又は必要な費用は、その都度相互の受益の程度等を勘案し、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の内容を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上、議会の議決を経なければならない。

（協定の廃止）

第6条 この協定を廃止しようとする場合は、甲又は乙は、あらかじめ議会の議決を経て廃止を求める旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地
いなべ市
いなべ市長 日 沖 靖

乙 三重県員弁郡東員町大字山田1600番地
東員町
東員町長 水谷 俊郎

別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

医療体制の充実

取組の内容	医療従事者の確保に努めるとともに、地域医療の課題解決に向けた検討を進めることで、地域医療体制の充実を図る。
甲の役割	乙と連携し、医療体制の充実に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、医療体制の充実に必要な事業を行う。

(2) 福祉

高齢者、障がい者及び子育て支援体制の充実

取組の内容	1 包括的な支援体制づくりを行うことで、人と人、人と社会がつながり、誰ひとり取り残されることなく、支え合いながら安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図る。 2 安心して子どもを産み育てる環境を整備することで、子育て支援体制の充実を図る。
甲の役割	乙と連携し、高齢者、障がい者及び子育て支援体制の充実に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、高齢者、障がい者及び子育て支援体制の充実に必要な事業を行う。

(3) 教育

学校教育における協力及び協働体制の充実

取組の内容	学校教育における協力及び協働体制を充実させることで、児童生徒の健全な育成を図る。
甲の役割	乙と連携し、学校教育における協力及び協働体制の充実に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、学校教育における協力及び協働体制の充実に必要な事業を行う。

(4) 産業振興

広域的な観光振興の推進

取組の内容	圏域の暮らしを感じることができる観光振興を行うことで、関係人口及び定住人口の増加を図る。
甲の役割	乙と連携し、広域的な観光振興の推進に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、広域的な観光振興の推進に必要な事業を行う。

(5) 環境

広域連携による持続可能な循環型社会の構築

取組の内容	ゼロカーボンシティ宣言による脱炭素化を住民、地域及び事業者と一体となって推進することで、持続可能な循環型社会の構築を図る。
甲の役割	乙と連携し、広域連携による持続可能な循環型社会の構築に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、広域連携による持続可能な循環型社会の構築に必要な事業を行う。

別表第2（第3条関係） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

地域公共交通ネットワークの充実

取組の内容	それぞれが確保している交通手段の連携等を行うことで、地域公共交通の利便性向上及び利用促進を図る。
甲の役割	乙と連携し、地域公共交通ネットワークの充実に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、地域公共交通ネットワークの充実に必要な事業を行う。

(2) 道路等の交通インフラの整備

幹線道路、生活道路の整備

取組の内容	広域的な視点で幹線道路及び生活道路の整備を行うことで、物流の円滑化及び住民の利便性の向上を図る。
甲の役割	乙と連携し、幹線道路、生活道路の整備に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、幹線道路、生活道路の整備に必要な事業を行う。

(3) 地域内外の住民との交流・移住促進

地域交流の推進

取組の内容	地域交流につながる情報発信、魅力づくり等に取り組むことで、I J U (移住) ターン及び定住人口の増加を図る。
甲の役割	乙と連携し、地域交流の推進に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、地域交流の推進に必要な事業を行う。

(4) その他結びつきやネットワークの強化に係る取組

デジタル技術の相互利活用の促進

取組の内容	デジタル技術の相互利活用を促進することで、事務の効率化及び行政コストの削減を図る。
甲の役割	乙と連携し、デジタル技術の相互利活用の促進に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、デジタル技術の相互利活用の促進に必要な事業を行う。

別表第3（第3条関係） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 圏域内市町の職員等の交流

人材育成の推進

取組の内容	合同職員研修等を実施することで、職員等の資質向上を図る。
甲の役割	乙と連携し、人材育成の推進に必要な事業を行う。
乙の役割	甲と連携し、人材育成の推進に必要な事業を行う。

提案理由

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、旧員弁郡定住自立圏形成協定の変更については東員町議会の議決事件を定める条例の規定により議会の議決を経る必要がある。

議案第56号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年 9月 2日提出

令和6年 9月 日

東員町長 水谷俊郎

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年東員町条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<u>第5章 東員町災害弔慰金等支給審査委員会</u> <u>(支給審査委員会の設置)</u> <u>第16条 町に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、東員町災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u> <u>(組織)</u> <u>第17条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、医師、弁護士その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。</u> <u>(会長及び副会長)</u> <u>第18条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u> <u>2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</u> <u>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</u> <u>(意見の聴取等)</u> <u>第19条 委員会は、必要があると認めるときは、委</u>

第5章 補則 (規則への委任) 第16条 (略)	<u>員会の会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</u> <u>(守秘義務)</u> 第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 <u>(その他)</u> 第21条 この条例に定めるもののほか、委員会に<u>関し必要な事項は、町長が別に定める。</u> 第6章 補則 (規則への委任) 第22条 (略)
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第57号

東員町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

東員町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年 9月 2日提出

令和6年 9月 日

東員町長 水谷 俊郎

東員町国民健康保険条例の一部を改正する条例

東員町国民健康保険条例(昭和35年東員町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(徴収猶予) 第22条 町長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として6ヶ月_____ _____ _____以内の期間を限つて徴収猶予することができる。 (1)～(4) (略) 2 (略) 第25条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。	(徴収猶予) 第22条 町長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として6ヶ月<u>(ただし、急患等として保険医療機関 又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長一年)</u>以内の期間を限つて徴収猶予することができる。 (1)～(4) (略) 2 (略) 第25条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした</u> _____ _____場合には、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第22条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

東員町国民健康保険条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第58号

東員町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

東員町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年 9月 2日提出

令和6年 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町水道事業給水条例の一部を改正する条例

東員町水道事業給水条例(平成10年東員町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
(料金)						(料金)					
第23条 料金は、次のとおりとする。						第23条 料金は、次のとおりとする。					
種別	使用区分	水道料金1箇月につき				種別	使用区分	水道料金1箇月につき			
		基本水量	基本料金	超過料	金1立方メートル増ごとに			基本水量	基本料金	超過料	金1立方メートル増ごとに
計量 せん	専用 連合	口径13ミリメートル	8立方メートルまで	614円	70円	計量 栓	専用 連合	口径13ミリメートル	8立方メートルまで	614円	107円
	又は 共用 せん	口径20ミリメートル	〃	921円	70円		又は 共用 栓	口径20ミリメートル	〃	921円	107円
		口径25ミリメートル	〃	1,196円	70円			口径25ミリメートル	〃	2,006円	107円
		口径30ミリメートル	〃	1,855円	70円			口径30ミリメートル	〃	3,111円	107円
		口径40ミリメートル	〃	2,821円	70円			口径40ミリメートル	〃	6,223円	107円

		口径50ミリメートル	20立方メートルまで	5,816円	105円
		口径75ミリメートル	〃	10,809円	105円
		口径100ミリメートル以上	50立方メートルまで	20,891円	105円
		特設せん	観賞、臨時、その他	10立方メートルまで	2,000円
私設消火せん (無計量)		消防演習用	1口につき毎10分まで	400円	

		口径50ミリメートル	20立方メートルまで	12,830円	160円
		口径75ミリメートル	〃	23,844円	160円
		口径100ミリメートル以上	50立方メートルまで	45,814円	160円
		特設栓	観賞、臨時、その他	10立方メートルまで	2,000円
私設消火栓 (無計量)		消防演習用	1口につき毎10分まで	400円	

2～4 (略)

2～4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の東員町水道事業給水条例第23条の規定は、令和7年7月以後の定例日にメーターの点検を行い算定した料金及び同年5月16日以後の定例日以外にメーターの点検を行い算定した料金から適用し、同年5月以前の定例日にメーターの点検を行い算定した料金及び同年4月30日以前の定例日以外にメーターの点検を行い算定した料金については、なお従前の例による。

提案理由

東員町水道事業給水条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。